

令和元年第4回阿武町議会定例会 会議録

第 2 号

令和元年 12月18日(水曜日)

開 会 13時00分 ~ 閉 会 17時19分

議事日程

開会 令和元年12月18日(水) 13時00分

開会の宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第1号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町
固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求
めることについて)

日程第3 議案第2号 阿武町職員定数条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第3号 阿武町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
の一部を改正する条例

日程第5 議案第4号 阿武町職員の分限に関する手続及び効果に関する条
例の一部を改正する条例

日程第6 議案第5号 阿武町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一
部を改正する条例

日程第7 議案第6号 阿武町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の

一部を改正する条例

- 日程第8 議案第7号 阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第8号 阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第9号 阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第10号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第11号 阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第12号 阿武町定住促進条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第13号 阿武町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第14号 令和元年度阿武町一般会計補正予算(第3回)
- 日程第16 議案第15号 令和元年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第3回)
- 日程第17 議案第16号 令和元年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第2回)
- 日程第18 議案第17号 令和元年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)

日程第19 議案第18号 令和元年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第2回)

日程第20 議案第19号 令和元年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

1番	市原旭
2番	池田倫拓
3番	伊藤敬久
4番	小田高正
5番	清水教昭
6番	田中敏雄
7番 副議長	中野祥太郎
8番 議長	末若憲二

欠席議員 なし

説明のため出席したもの

町長	花	田	憲	彦
副町長 <small>(総務課長事務取扱)</small>	中	野	貴	夫
教育長	能	野	祐	司
まちづくり推進課長	藤	村	憲	司
健康福祉課長	梅	田		晃
戸籍税務課長	工	藤	茂	篤
農林水産課長	野	原		淳
土木建築課長	田	中	達	治
教育委員会事務局長	藤	田	康	志
会計管理者	三	好	由美子	
福賀支所長	小	野	裕	史
宇田郷支所長	水	津	繁	斉

欠席参与 **なし****事務局職員出席者**

議会事務局長	俣	野	有	紀
議会書記	高	橋	仁	志

開会 13時00分

開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。
こんにちは。ご着席ください。

議員の皆様には、令和元年第4回阿武町議会定例会最終日の出席ご苦勞様です。

ただ今の出席議員は、8人全員です。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおり、委員長報告、討論、採決です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1番、市原 旭君、2番、池田倫拓君を指名します。

日程第2 議案第1号から日程第14 議案第13号

○議長 日程第2、議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて)から、日程第14、議案第13号、阿武町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例までを一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案13件について委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長(市原 旭) それでは、12月11日に行われました、行財

政改革等特別委員会に付託されました、議案19件のうち、まず議案第1号から議案第13号まで、13件について、行財政改革等特別委員会の、審議の内容と、結果を報告いたします。

議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて）審議に入りました。固定資産評価審査委員3名のうち1名の欠員が発生したため、町長が任命しそれを選任後最初の議会で承認を受けなければならないとされているとの説明を受け質疑に入りました。委員の任期期間や選任過程への質疑がありましたが、適切な答弁がありました。

よって原案のとおり承認すべきものと決しました。

続いて、議案第2号、阿武町職員定数条例の一部を改正する条例の審議に入りました。これは、来年度から始まる会計年度任用職員制度に関わる制度の変更に伴う改正で定数条例1条趣旨に関わることであるとの説明があり質疑に入りました。会計年度任用職員制度に係る現在の臨時職員に該当する人数、職種も併せて確認したいとの質疑がありました。執行部からは、常勤、非常勤の職員数、業種等の詳しい説明がありました。働き方改革がベースとなり同一労働同一賃金といった考え方が中心の動きとなって来ると思われ賞与についても発生してくるとの答弁がありました。

他に質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第3号、阿武町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の審議に入りました。これは、来年度から始まる会計年度任用職員制度に伴いフルタイムの会計年度任用職員は、人事行政の運営等の状況の公表の対象となる旨の説明があり質疑に入りました。短時間勤務の職を占める職員についての質問がありました。執行部から具体例を示し説明があり、また本町には、現在対象者がいない旨の答弁もありました。

他に質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第4号、阿武町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の審議に入りました。これは、会計年度任用職員の任期が一会計年度限りとされることから、第3条の休職にかかる3年を超えない範囲については、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が任期の範囲内で定めるという規定を新たに定めるとの説明を受け質疑に入りました。委員からいささか分かりにくい 条例変更といった念が拭えないとの意見がありました。執行部から今回ここで条例を定め、今後規則でもう少し細部を決めいくことになるとの答弁がありました。

他に質疑はなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号、阿武町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の審議に入りました。これも、会計年度任用職員制度に関わる改正との説明を受け質疑に移りました。「減給は1日以上6ヶ月とされているがその1日という定義について」質疑があり、執行部より適切な答弁がされました。

他に質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号、阿武町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の審議に入りました。これは、国の働き方改革及び会計年度任用職員に係わる条例の一部の改正であるとの説明を受け質疑に入りました。内容の中で「条例の中に規則で定めると何ヶ所かあるが規則だと議会の意見が入り込める所がない」との質疑がありました。執行部からは、実際に運用されるまで時間があり他の市町とも検討していく。規則は、首長が決める専権事項なので理解を賜りたいとの答弁がありました。

他に質疑はなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第7号、阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の審議に入りました。これも、国の会計年度任用職員に係わる条例の一部の改正

であるとの説明を受け質疑に入りました。

特に質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の審議に入りました。これは、国の人事院勧告に伴う改正と会計年度任用職員に係わるものとの説明を受け質疑に入りました。

特に質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第9号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の審議に入りました。これは、国の人事院勧告に伴う改正であるとの説明を受け質疑に入りました。

特に質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の審議に入りました。これも、国の人事院勧告に伴う改正であるとの説明を受け質疑に入りました。

特に質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号、阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の審議に入りました。これも、国の人事院勧告に伴い来年4月1日より適用する会計年度任用職員の給与を定めるものと説明を受け質疑に入りました。

特に質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号、阿武町定住促進条例の一部を改正する条例の審議に入りました。この条例は、条例第2条に新築、中古といった2号を追加する。第3条第1号のただし書きにある山口県外のUターン者という語句を削除し県内からのUターン者も対象とする。また、住宅取得補助金対象にUターン者を加える。住宅取得補助金の失効が平成32年3月とされていたものを5年間延長し令和7年3月末までとする。住宅取得補助金の新築取得者の中にUターン者を加える。

同様に中古物件にもUターン者を加える。なお改訂の主たる狙いはUターンの促進である。などの説明を受け質疑に入りました。委員からは、大変良い内容であるが他の地域と比べてどうなのかと質疑がありました。それに対して「山口暮らしYY！ターンガイドブック」にUIターン向けの施策が掲載されているが総合的に見ても阿武町は優れていると自負しているとの答弁がありました。また、他の委員から町内者であっても補助金該当になり得るのかと質疑がありました。それに対し町内者であっても新婚など条件が合えば該当するとの答弁がありました。また、人の引越し等は3月4月が多いと思われる。引越しシーズンまでにこの条例を議会で審議し議決していただき施行までの間に広く周知したいという思惑があったとの説明がありました。他の質疑もありませんでしたが適切な答弁がありました。

よって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号、阿武町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の審議に入りました。これは、水道法の改正により条ずれが発生したための条例変更であるとの説明がありました。

特に質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第1号から議案第13号までの審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で委員長の報告を終わります。続いて、ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。続いて討論に入ります。討論は議案第1号から議案第13号まで一括して行います。一括して討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認め、これより採決に入ります。採決は、1議案ごとに行

います。

まず、議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて)、お諮りします。本案に対する委員長報告は、原案承認です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第1号は、委員長報告のとおり承認されました。

○議長 次に、議案第2号、阿武町職員定数条例の一部を改正する条例、についてお諮りします。本案に対する委員長報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第3号、阿武町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例、についてお諮りします。本案に対する委員長報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第4号、阿武町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例、についてお諮りします。本案に対する委員長報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第4号は、委員長報告のとおり

り可決されました。

○議長 次に、議案第5号、阿武町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例、についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第6号、阿武町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例、についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第7号、阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第8号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第9号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第10号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第11号、阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第12号、阿武町定住促進条例の一部を改正する条例、についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第13号、阿武町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例、についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第14号から日程第20 議案第19号

○議長 日程第15、議案第14号、令和元年度阿武町一般会計補正予算(第3回)から、日程第20、議案第19号、令和元年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)までを一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案6件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長 続きまして、議案第14号から、議案第19号の補正予算関係の審議の内容と結果について報告をいたします。

まず、議案第14号、令和元年度阿武町一般会計補正予算(第3回)の審議に入りました。歳出から款ごとに審議をいたしました。

2款1項1目一般管理費27節公課費、所得税納付について質疑がありました。執行部から適切な答弁がありました。2目財産管理費13節委託料、町有地草刈業務委託料についてどのような内容かと質疑がありました。対し住民からの依頼があったが高所作業車が必要とされる内容であったため先伸ばしになっていた。今回別件作業と抱き合わせて作業車を使用し行うことにしたため補正予算を組んだ。との答弁がありました。8目企画振興費15節工事請負費、グリーンパーク整備事業について内容説明の質問がありました。同公園は、元水田で

あるがために地下水位が高く樹木の生長に支障を来しているためかさ上げを行う旨の答弁がありました。同19節負担金補助及び交付金、阿武町特産品開発支援事業補助金の内容について質疑がありました。執行部より今回、6件の認定をした。中でも宇田郷定置網、或いは奈古定置網野島水産で行われている上田勝彦さんの神経締め処置をしたモノを表示する「シール」や「はっぴ」なども作成したと答弁がありました。3款1項1目社会福祉総務費19節負担金補助及び交付金、阿武町民生児童委員活動費補助金で同委員の人数等の質疑がありました。対し具体的な数値での答弁がありました。6款2項1目林業政策費18節備品購入費、猿移動式捕獲器についてこれまでの実績について質疑がありました。対し、現在捕獲数は少ないが先日行われた講習会等で猟友会を中心に研修された。自治会、猟友会とも話し合いを進めていきたいとの答弁がありました。7款1項2目観光費11節需用費の印刷製本費、どのようなパンフレットを作ったのかといった質疑がありました。それに対し既存の観光パンフの増刷と新規に2種のパンフを作成します。まず、漁業関係パンフ、定置網、神経締めなどを掲載したもの。もう1つは、町内の宿泊場所パンフ、新たなゲストハウスの紹介を掲載したものを用意したいとの答弁がありました。また、他の委員から、県庁に行ったがパンフが見当たらないとの意見がありました。それに対し行政規模が違うのと予算の違いから枚数が限られてくる。どうしてもそのため手渡しが原則となる。ウェブやSNS、メディアを利用し広く発信したいとの答弁がありました。8款2項3目過疎対策道路事業費22節補償補てん及び賠償金、東方筒尾線建物等補償費・電柱移転と書かれているが本格的な工事の時期は、との質疑がありました。それに対し早ければ年明けに開始、3月末完成を目指しているとの答弁がありました。10款4項3目町民センター費13節委託料、町制65周年記念事業委託料。その内容についての質疑がありました。執行部から具体的な項目ごとの金額、説明等の答弁がありました。

続いて歳入に入りましたが、質疑はありませんでした。また、地方債補正についても審議に入りましたが、質疑はありませんでした。その他、特に質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第15号、令和元年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第3回）の審議に入りました。

まず、歳出から、1款1項1目一般管理費13節委託料、健康保険システム改修事業委託料。これは、マイナンバーとの連携を図るものですかという質疑がありました。執行部より、4市1町のクラウド利用に伴う改修委託料との答弁がありました。2款2項1目一般被保険者高額療養費19節負担金補助及び交付金、一般被保険者高額療養費で高額医療に該当する状態、また件数など把握はありますかという質疑がありました。対し、それぞれの保険者に応じて自己負担限度額月額が決まっていてそれに照らし高額医療費を支払っているとの説明と具体的な数値も合わせて答弁がありました。歳入について、4款1項1目健康給付費等交付金2節特別交付金、特定健診等負担金で特定健診の見込件数、実際の健診者数を知りたいとの質疑がありました。執行部より個別具体的な数字の答弁がありました。その他、特に質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号、令和元年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第2回）の審議に入りました。

特に質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第17号 令和元年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）の審議に入りました。

特に質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号 令和元年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）の審議に入りました。

歳出の1款1項1目水道施設維持管理費15節工事請負費、水道管仮設工事について仮設だが今後も続くのかといった質疑がありました。執行部からは具体的に丁寧な説明がありました。その他、特に質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号、令和元年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)の審議に入りました。

特に質疑はなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託された議案第14号から議案第19号までの審議の内容と、結果の報告を終わります。

○議長 以上で委員長の報告を終わります。続いて、ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。続いて討論に入ります。討論は議案第14号から議案第19号まで一括して行います。一括して討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認め、これより採決を行います。採決の方法は、挙手により一括して行います。

お諮りします。議案第14号、令和元年度阿武町一般会計補正予算(第3回)から、議案第19号、令和元年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)までの6件について、委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 下ろしてください。挙手全員です。よって議案第14号から議案第19号までの6件については、委員長報告のとおり可決されました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了しました。

ここで、全員協議会のため、暫時休憩とします。直ちに資料を持って委員会室にご移動をお願いします。

休 憩 13時35分

この間、全員協議会

再 開 17時00分

○議長 全員協議会のための休憩を閉じて会議を再開します。

ここで、みなさんにお諮りします。本日、かなり時間が延長しておりますので暫時延長したいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、ここで、閉会にあたり町長がご挨拶を申し上げます。町長。

○町長 令和元年第4回阿武町議会定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。さて、今期定例会では、各会計の補正予算と同時に会計年度任用職員の制度創設に伴う関係諸条例の改正や、人事院勧告等に基づく職員及び特別職の給与、報酬等の一部改正、そして、住宅取得補助金等についてUターン等の解釈を拡充して、より効果的かつ使い勝手の良いものにするべくご提案しご議決をいただいたところであります。また、先ほどは全員協議会で、第7次阿武町総合計画の中間案についてご説明をするとともにご意見をお伺いし、更にまちの縁側推進プロジェクトのキャンプフィールドの現時点でのイメージをご紹介いたしましたところでございます。この道の駅に併設するキャンプフィールドにつきましては、小田高正議員に一般質問で取り上げていただきましたが、その意義、考え方につきましてご答弁をいたしましたところではありますが、若干言い残した部分もありますので、阿武町にとっても大きなプロジェクトでありますし、町民の皆様にもその考え方を改めてご理解いただくためにもここで少し時間をいただいて追加の説明をさせていただきたいというふうに思います。それは何かと申しますと、キャンプフィールドがなぜ道の駅に隣接したこ

の場所にいくという場所であるのかという素朴な疑問であります。通常考えますとキャンプフィールドなどというものは、海や海岸のきれいな例えば清ヶ浜であるとか、或いは地域の山の中の広い原野の中であるとか西台であるとか、そういう豊かな自然、木立の中であるというのがイメージであります。しかし、町がキャンプフィールドを設置する最大の目的は、キャンパーに快適な場所を提供することではなくて、この場所を足がかりとして、いかに稼ぐかということにあります。例えば広い山の中にキャンプフィールドを設置すれば、それは利用者にとっては大変気持ちの良いフィールドになるかもしれません。しかし、稼ぐという視点に立つと、そこって入ってくるのはキャンプサイトの利用料くらいで他に関連する収入は望めません。なぜなら、キャンパーの多くは事前に行きつけのスーパーか何かで必要な食材を仕入れて保冷剤を入れたクーラーボックスに入れて炭や薪、そしてキャンプ用具なども一緒に車に積み込んでやってくる。つまり、副次的に地域に落ちるお金はキャンプサイトの利用料以外にはほぼ見込めないというふうに思っているわけでありまして。一方で、施設を作れば管理経費はどうしても必要ですのでキャンプフィールドを造成して管理棟を作り、管理人を雇用しなければなりません。つまり、収入がキャンプサイトの利用料のみということであれば、単体でのペイはなかなか難しいというふうに考えます。キャンパーにとっては、安くて素敵なキャンプフィールドであって、また新たな町の観光地、町の魅力にはなり得ても、それはある意味採算の取れないサービスであって、町が目指している複合的な稼ぎの場にはならないというふうに思うわけでありまして。これは、清ヶ浜であって西台で会ってもどこか環境の良い山の中であって同じだというふうに思います。だから、道の駅に併設したということが大事なわけでありまして。これは答弁の際にも申し上げましたが、先ほども出ましたけども、あそこでは過去に何回かモニタリングキャンプを行いました。先月の9日、10日のモニタリングキャンプには私

も参加しテントで泊まってみました。参加者は倉敷市を中心に15組60人の方が参加していただいたところではありますが、私は、夜遅くまで参加者のテントや焚き火の廻りを回って色々な意見を伺って参りました。その中で見えてきたことは、特に女性の方々が異口同音におっしゃるのが、夕日の美しさをもとよりであります。キャンプ場のそばに温泉があるのは他にない最高のぜいたくである。また、今回は自宅を出る前に食材や色々な機材を積み込んで来たけども、来てみたら隣に立派なきれいな道の駅があり、中に入ってみると新鮮、そして珍しい魚、肉、野菜などなんでもあつて炭や薪まで売っていて、次回から手ぶらで来られます。保冷剤とかで食品の鮮度に気を遣う必要もない。それがこの最大の強みではないでしょうか、ということでありました。そして、夜間に国道の車の音が気になりませんでしたか、と問うてみましたが、それは、ここは国道の近くであることははじめから分かっていることで、それがイヤならここに来なければ良いだけであつてそのことはあまり関係ないという意見でありました。大事なことはキャンプフィールドが道の駅に隣接することによって大きな経済効果が発現できるということでありました。キャンパーは家族を連れてそれも手ぶらで来る。そして、道の駅でサザエやアワビ、また色々な魚、野菜、キャベツ、タマネギそういったものをその日のキャンプに使う食材を買う。もちろんバーベキュー用の炭やキャンプファイヤー用の薪等も買って、ビジターセンターで借り受けたテントや机、イスをセットしてキャンプの準備は完了するというイメージであります。そして、次にキャンパーたちは、それぞれの趣味に合わせてビジターセンターに相談して、明日はシーカヤック、クルージング、遊漁、町内各地の自然探訪や収穫体験、町歩き、そして何となれば子どもたちは温水プールで遊ぶ。まあ色々アイデアはあると思います。そして、これらは発想そして仕掛け次第で奈古だけではなく福賀、宇田郷の阿武町の全ての地域にも農林水産品の販売、或いは体験メニューとしてお金が落ちる仕掛

けを作っていく。魚介、野菜、薪、炭、体験メニュー全てが地域外に出ていかない。ほぼ全てが地域内にお金が落ちる循環する仕組みであります。私はこれが一番大事なことだというふうに思っております。これが、一番効果的に行われる場所がやはり道の駅であると思っているところであります。キャンプというキーワードを多元的に展開して大きな産業に仕立て上げていきたいと考えているところであります。私たちは今山陰道の早期開通に向けて積極的に運動を展開しております。人の流れや物流、情報網の高速化が産業振興、地域活性化には欠かすことのできない要素であります。山陰道はそれを飛躍的に発展させる最大の交通インフラであり、これによって大きなフロー効果、直接的に投資効果を得られるとともに、この全線開通によって産業の活性化などストック効果も大きく進展し、その意味で山陰道は大きな武器となり得ます。従ってしっかりと進めなければなりません。ただ、これも答弁の際に申し上げましたが、高速道路網はある意味諸刃の剣とも言います。恐いのは、都市と都市とが高速交通網で繋がって間の小さな市町に人が立ち寄りなくなって経済が沈滞するいわゆるストロー効果であります。高速交通網の整備にはこのように武器となる剣の形状、性質によって或いは剣の使い方によっては自らを傷つけることがあるということはしっかりと念頭においておかなければならないと私は常々思っております。そして、こうしたことを考えても山陰道の全線開通はまだまだはるか10年以上も先になると思われるわけでありましたが、今地方創生の交付金があるうちに、そして町にまだまだ体力があるうちに、10年先を見通してきちんとした手を今から打っておかないと、阿武町には魚が新鮮で安い道の駅があるだけではいずれ山陰道が開通した際に阿武町がただの通過する町、インターができて道の駅には人も立ち寄りも極端に少なくなるということはある得ると思っておりますし、現にどことは申し上げませんが県内の道の駅にも高速道路の関係でこのようなことが起こっている所があるわけでありまして、その

時になって騒いでも遅い。だから、唐突のようではありますが今のうちに極端に言えば、道の駅が唯一というのではなく町内に複数の目的地となる、そこを目的として人が来る仕掛けや場所を複層的に作っておかなければならないというふうに思っておるわけであります。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

長くなりましたが、申し訳ありませんが、私の政治信条は「打てば響く」ということではありますが、私はこのことを旨にこの1年私なりに一生懸命走って参りましたが、特に議会や自治会長、或いは一般の住民から提起された意見、提案等については真摯に耳を傾けてスピード感を持って各種事業に取り組み対応してきたつもりであります。そして、このことは今後とも職員とともに姿勢を貫いていく所存でございます。今期議会では議員各位から多くのご質疑、ご提言等もいただきましたが、私はこれからもこれらをしっかりと受け止めて参考にしながら更に研鑽を積んで町民のためになる施策を展開していきたいと思っております。年が変われば新たに始まった令和元年度も残すところ3ヶ月となり、現在、新年度予算編成作業も鋭意進めているところでありますが、この1年議会をはじめ住民の方々から寄せられた意見、要望等しっかりと咀嚼しぜひ夢と希望の持てる予算にしていきたいと考えている次第でありますので、議員各位におかれましては、重ねて今後ともご支援ご協力賜りますようお願いを申し上げますとともに、議員各位の今後のご健勝、ご多幸、そしてご家族お揃いで輝かしい新年をお迎えになられますよう心からご祈念し、合わせてこの1年のご厚情に重ねて感謝申し上げます、今期定例会の閉会にあたりましての私からのお礼の挨拶とさせていただきます。本年1年大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長 以上で町長の挨拶を終わります。

ここで、私からも閉会のご挨拶を申し上げます。

12月11日から本日までの8日間の令和元年阿武町議会第4回定例会も、議員各位の積極的な審議のお陰をもちまして、本日閉会をする運びとなりました。お礼を申し上げます。阿武町議会といたしましては、イージス・アショアをはじめとして諸問題が山積しております。明日も全員協議会で防衛省から説明を受けることとなっています。今後もまちづくりに慎重にしかも全力で取り組んで参らなければと痛感しているところであります。また、今期定例会におきまして、再び議長の大役を仰せつかりましたが議員各位のご協力なくして諸問題の解決はあり得ないと思っております。今後ともよろしくお願い申し上げます。皆様方におかれましては、年末年始を迎えご多忙な毎日が続くものと思われませんが、年明けには成人式、また消防出初式の行事もあります。また、この冬も明日からは厳しい寒さが予想されますが、どなたも健康管理には十分配慮されましてご家族お揃いで健やかに令和2年の輝かしい新年をお迎えになられますことを願っているところであります。皆様方の更なるご活躍とご多幸を祈念申し上げます。甚だ簡単ではございますが、令和元年第4回定例会の閉会のご挨拶といたします。

以上で、12月11日から本日までの8日間の全日程を終了しました。これにて、令和元年第4回阿武町議会定例会を閉会します。

全員ご起立をお願いします。一同礼、お疲れさまでした。

閉 会 17時19分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 市 原 旭

阿武町議会議員 池 田 倫 拓